

○現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則施行細則（概要）

（昭和 32 年 1 月 1 日 神奈川県警察本部訓令第 1 号）

最終改正 平成 22 年 3 月 19 日 神奈川県警察本部訓令第 5 号

この訓令は、現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関して必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 現場写真の目的
- 現場写真及び同記録作成の範囲
- 写真及び記録の作成
- 写真撮影上の留意事項
- 現場見取図の作成
- 警察署の記録の送付
- 鑑識課の記録の送付
- 記録の整理保管
- 原板の保管期間

等である。